

悪質な不動産投資の電話勧誘

生活 パイロット

県内では、不動産投資を勧める悪質な電話勧誘に関する苦情相談

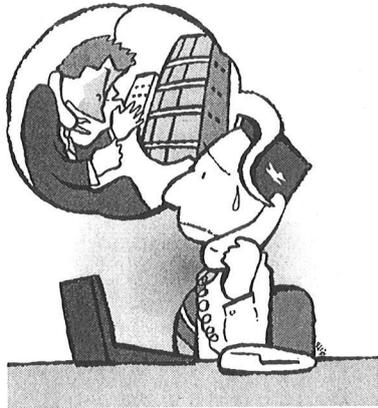
が多く寄せられていまめさせることはできません。

【事例1】「マンションが安くなったので買わないか」という不動産投資を勧める電話が勤務先にかかってくる。「仕事だから」と断って

【事例2】「中古マンションを売らないか」と何度も電話勧誘があり、初めは話を聞いていた。しかし、あまりにも強引であることから不審に思い、電

話ではっきりと断った。その後も同様の電話勧誘が続き、体調を崩してしまった。

【アドバイス】電話で業者から強引に勧められても、買う気がなければ「いりません」「お断りします」と毅然と断りまし



【事例1】「マンションが安くなったので買わないか」という不動産投資を勧める電話が勤務先にかかってくる。「仕事だから」と断って

迷惑行為、毅然と断って

よう。また、断っているのに、何度も勧誘することは迷惑行為といえます。業者名や連絡先などを確認しておきましょう。

▼宅地建物取引業法では、「利益を生ずることが確実であると誤断させるべき断定的判断を提供する行為をしてはならない(47条の2第1項)」など禁止されています。参加は無料。事前

場合は、県の建築住宅課に申し出ましょう。▼契約を強要された

り、契約をしてトラブルが生じた場合は、できるだけ早く、近くの市町村の消費生活相談

窓口やアイネス(県消費生活センター)に相談ください。

※アイネス冬休み親子実験教室「のぞいてみよう」ミクロの世界」のお知らせ：27日(月)午後1時半～同

3時半、アイネスでマイクロスコープを使って繊維や食品、紙幣などを観察します。対象

は、小学生とその保護者。参加は無料。事前

にアイネス(☎097・534・4034)まで申し込みが必要。

(県消費生活・男女共同参画プラザ)アイネス、☎097・534・0999消費生活相談電話)